臺灣日日新報
（第二版）（附録一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十八年十一月二十九日（月曜日）
日刊新報
第一万五千七百十四號 一ノ七

敵機卅九を擊墜
ブインに來襲を邀撃

【南太平洋○○基地二十八日發同盟】二十一日朝敵艦載機百余機がブーゲンビル島ブインカ飛行場に來襲はこれと戰ふその二十機を擊墜すると、續いて二十二日朝にも敵艦載機が來襲、我が制空隊は敵機の擊墜に當つたが、我方の損害は僅かに十機である

敵陣三ケ所炎上
モノ島ブーゲンビルを爆撃

【南太平洋○○基地二十八日發同盟】我が航空部隊は二十七日朝モノ島及びブーゲンビル島ブインの敵陣地に殺到せんとするや、最初の攻撃に成功を收めたるのち、更に第二次の攻撃をもなし同陣地に在つた敵の大型機多數を撃破炎上せしめたるのち悠々基地に歸還した

蘭貢上空で大空中戰
敵機十四機を撃墜

【ビルマ○○基地二十八日發同盟】ビルマ方面航空部隊は二十七日午後ランゲーン上空に來襲せる敵、コンソリデーテッドB24四機、またB25ミッチェル一機を撃墜するノースアメリカンB25ミッチェル機、スタンソンL5機、ロッキードハドソン一機、ベルP39エアラコブラ一機、ベルP40キティホーク一機、ホーカーハリケーン一機、ブリストルブレニム一機、ダグラスDC2輸送機一

義宮親王殿下 第八回御誕辰

大東、第五航空軍司令部の御祝意を受けさせられた、正午には

新比島建設に尊き礎石

親しみも深き〝あの敬禮〟今は亡き 溫顏嚠島都市民齊しく感無量

故武智部隊長以下 ○○柱合同慰靈祭

大君の御旗は飜る 征け！本島適格青年

防空に必勝期す

島都に繰展ぐ 消防防火訓練

奉公防空群も協力實施

僕達には全く良き父 必ず遺志を繼ぎ盡忠報國 長男透君・亡き父を偲ぶ

典型的な武人

竹馬の友、臺灣軍報道部竹内中佐談

内臺融和に率先 懐し人情部隊長

第三部隊山口、原両大尉愛惜談

米英の笛に踊らず 澎湃たる和平熱望

中立地帯門に見る 重慶側民心の動き

増産は堆肥舍から

新竹州市郡勤業課長會議

滅敵精神を昂揚

齋藤皇奉中央本部長放送

増産街道に驀進

裏作開墾の奉仕

第三年の目標

青年！どしどし征け

十二月常會申合せ事項追加

来月一日防空日に

女のたしなみ

NTN クンリアベ洋東 名古屋 京東 大阪

貯蓄は銃後の彈丸 第一生命保險相互會社 東京・日比谷

今日の映画 臺日案内

女子は男子に代り得る全ての職場に突撃だ！ 女のたしなみ 寶國 大映珠玉絵巻 5000人小承

夕刊 臺灣新民報
十一月二十九日
（第二版）（昭和十年三月九日第三種郵便物認可）昭和十八年十一月二十九日（月曜日）臺灣日日新報 第一万五千七百十四號

對華新方針の實踐へ
在華公館長會議を開催

【同盟二十九日發】日華同盟條約締結後の新情勢に即應する在華公館長會議は二十九日午前九時より外務省會議室に於て開催されたる各公使、領事館長、大使館參事官、書記官、陸海軍武官、大使館附陸海軍武官、本省側より山本大臣、河相次官、谷亞細亞局長、松本東亞局長、大野總務課長、岡田情報部長、堀内大使館附陸軍武官補佐官等出席、次で谷大臣より訓示があり、引續き大臣の心構への訓示があり、引續き大臣より日華同盟條約に關する重要事項に關し懇談に入り、大野總務課長より大東亞共同宣言に關し、堀内大使館附陸軍武官より大東亞建設に關し、中川駐泰國公使より大東亞建設に關し、中國の新政權に關し、岡本駐南京總領事より中國の新政權に關し、夫々詳細なる說明があつた。尙ほ午後は引續き會議を開催し、大東亞建設に關する在華公館の施策方針に就いて協議した。

【同盟二十九日發】日華同盟條約締結に即應する在華公館長會議は二十九日午前九時より外務省會議室に於て開催されたる各公使、領事館長、大使館參事官、書記官、陸海軍武官、大使館附陸海軍武官、本省側より山本大臣、河相次官、谷亞細亞局長、松本東亞局長、大野總務課長、岡田情報部長、堀内大使館附陸軍武官補佐官等出席、次で谷大臣より訓示があり、引續き大臣の心構への訓示があり、引續き大臣より日華同盟條約に關する重要事項に關し懇談に入り、大野總務課長より大東亞共同宣言に關し、堀内大使館附陸軍武官より大東亞建設に關し、中川駐泰國公使より大東亞建設に關し、中國の新政權に關し、岡本駐南京總領事より中國の新政權に關し、夫々詳細なる說明があつた。尙ほ午後は引續き會議を開催し、大東亞建設に關する在華公館の施策方針に就いて協議した。

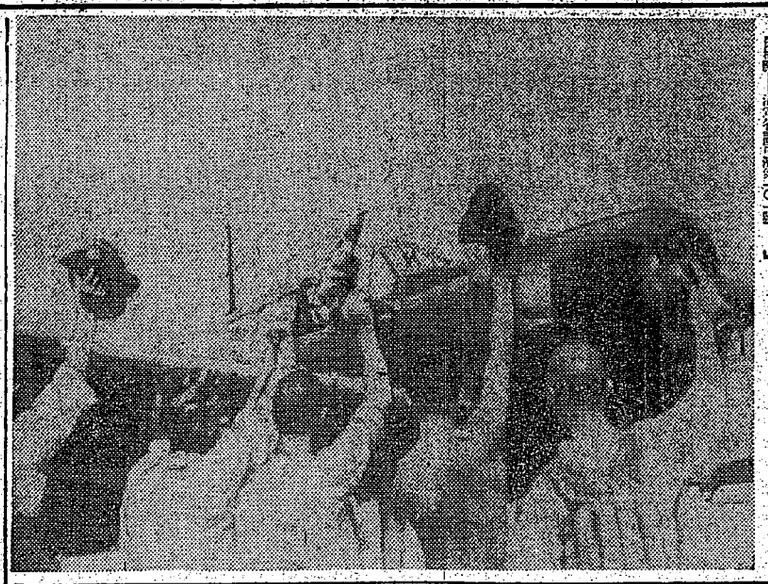

激勵に送られて出撃の海鷲
【第五面に寫眞】

相踵ぐ我が大戰果
敵の反攻も益々激化
大東亞省 望月局長

【東大發】△大臣＝南方廣域、殊に大東亞戰爭に於ける圖南作戰の進展に伴ひ、益々重要性を加へんとする在華公館長會議の具體的運營を目的として、去る二十九日午前九時より開催されたる在華公館長會議に於ては、冒頭大東亞省より大臣訓示を行ひ、引續き大東亞省より日華同盟條約に關する說明、大東亞共同宣言に關する說明、大東亞建設に關する說明、中國新政權に關する說明、泰國に關する說明、南京總領事より中國新政權に關する說明、大使館附陸海軍武官より大東亞建設に關する說明、大東亞省より日華同盟條約

「皇民奉公賞」制定

廣範圍の功勞者を
皇紀二千六百年記念日に表彰

皇民奉公會中央本部では從來各州廳市郡各支部その他團體等の實踐事項を參酌し皇民奉公會の名に於て表彰を行ふ「皇民奉公賞」を制定、その規程を次の如く決定した

皇民奉公賞規程

第一條　皇民奉公賞は本島住民の左の各號の一に該當する者に對し皇紀二千六百年記念日に之を贈與する

第二條　皇民奉公賞は個人又は團體に贈與する

第三條　團體賞は左の如く區分する
一、國防團、警防團、青少年團、婦人會、其の他之に準ずる團體
二、學校、社會教育團體、其の他之に準ずる團體
三、職場團體、其の他之に準ずる團體
四、其の他一般團體

第四條　個人賞としては
一、國防、警防團員、青少年團員、婦人會員、部落長、隣組長、防空監視隊員、防護團員、其の他之に準ずる者
二、學校、社會教育團體、其の他之に準ずる團體の代表者
三、職場團體の代表者
四、其の他一般團體の代表者

第五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六條　皇民奉公賞は本人の生前一回に限り贈與するものとす

第七條　皇民奉公賞の贈與は本人の生前一回に限り贈與するものとす

第八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第二十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第三十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第四十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第五十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第六十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第七十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第八十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十一條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十二條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十三條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十四條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十五條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十六條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十七條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十八條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第九十九條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

第百條　皇民奉公賞の贈與は左の各號の一に該當する者に對し其の功勞を表彰するものとす

西園寺、大養へ判決下る

【東京發】帝都を騒がした二・二六事件の首魁として死刑の判決を受けた元陸軍大尉西園寺公一、同大養孝の兩名に對する上告は二十六日大審院第一特別法廷で棄却の判決があり、松も翌日なる刑の執行を受けて二日午前十時から市ヶ谷刑務所で刑の執行を受けた

常在戰場精神を發揮
臺北奉壯團、一日戰死

臺北市の奉壯團では二十六日午前十時から臺北神社境内で團員の戰死者に對する合同葬を行つて來たが、二十名足らず前十時二十分から臺北市役所前廣場で團